

質 疑 書

令和 年 月 日

京都府知事 様

氏 名	氏名(又は会社名) 連絡先：TEL FAX
調達品名	京都府庁本庁庁舎で使用する電力
履行場所	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 地内
[質問事項]	
(事 項)	(事 項 の 説 明)

【注】

- 1 質疑書の提出期間、回答の期限
(1) 質疑書の提出期間：令和元年10月4日（金）から令和元年11月7日（木）まで
(2) 回 答 の 期 限：令和元年11月15日（金）まで
- 2 全指名業者へ、FAX送信により、回答することを原則とします。
- 3 質疑書は、持参又はFAX(075-414-5450)により、京都府総務部府有資産活用課施設管理担当へ提出してください。郵送は認めません。
- 4 質疑事項は、明瞭・簡潔に記載してください。
- 5 質疑事項のない場合には、提出する必要はありません。
期限までに提出のない場合は、質疑事項がないものとして取り扱います。
- 6 質疑事項がない場合は回答しません。
- 7 入札・契約手続き等の事務的な質問についても、質疑期間等は同様とします。